

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人愛知教育大学学則（2004年学則第1号。以下「学則」という。）第28条第3項の規定に基づき、愛知教育大学国際交流センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、愛知教育大学（以下「本学」という。）における留学生の支援、国際協力及び国際学術交流協定締結校との交流・連携を推進し、これらの活動を全学体制の下に開発することを通して、21世紀に相応しい多文化交流及び国際的連帯に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる事項に係る業務を行う。

- (1) 国際交流の在り方の検討及びその結果に基づく必要な措置に関する事項
- (2) 学術交流及び留学生交流に関する事項
- (3) 外国人留学生の教育の円滑な運営及び充実改善に関する事項
- (4) 国際協力に関する事項
- (5) その他センターの目的達成のために必要な事項

(部門)

第4条 前条の業務を遂行するため、センターに次の部門を置く。

- (1) 留学生支援・協定校交流推進部門
- (2) 国際協力部門

(職員)

第5条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 学長が委嘱したセンター担当教員
- (4) その他学長が必要と認めた者

(センター長)

第6条 センター長は、本学に在職する者のうちから学長が指名する。

- 2 学長は、センター長を指名したときは、教育研究評議会に報告するものとする。
- 3 センター長は、センターの運営に関する業務をつかさどる。
- 4 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期は雇用期間を超えることができない。
- 5 センター長に欠員が生じた場合の後任のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第7条 副センター長は、学則第23条に規定する大学教員のうちから、学長が指名する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐する。
- 3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 副センター長に欠員が生じた場合の後任の副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター担当教員)

第8条 学長は、第4条各号に規定する部門に次の各号に掲げるセンター担当教員を配置する。

- (1) 留学生支援・協定校交流推進部門 6名
- (2) 国際協力部門 3名
- 2 センター担当教員の任期は原則2年とし、再任を妨げない。
- 3 センター担当教員に欠員が生じた場合の後任のセンター担当教員の任期は、前任者の残任期間とする。

(研究協力員)

第9条 センターに、センターの行う業務を支援するため、研究協力員を置くことができる。

- 2 研究協力員は、本学の専任の教育職員、研究員、事務職員及び技術職員並びに本学の関係諸機関の所属職員並びにセンターの行う業務に関する専門的知識を有する者のうちから学長が指名又は委嘱する。

- 3 研究協力員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、年度の途中で委嘱された者の任期は、当該年度の末日までとする。
- 4 研究協力員は、第4条各号に規定する部門のいずれかに属するものとする。
- 5 学長は、研究協力員（本学の専任の教育職員、研究員、事務職員及び技術職員である者を除く。）のうち、センターの運営上必要と認める者について、客員教授又は客員准教授の称号付与を行うことができる。

（委員会）

第10条 第3条に掲げる事項及びセンターの運営に関する事項を審議するため、国際交流センター委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会に関する事項は、別に定める。

（事務）

第11条 センターの事務は、学生・国際課において処理する。

（規程の改廃）

第12条 この規程の改廃は、委員会及び教育研究評議会の議を経て学長が定める。

（雑則）

第13条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、2009年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に選出されるセンター長の任期は、第6条第3項本文の規定にかかわらず、2011年3月31日までとする。

附 則（2010年規程第77号）

この規程は、2010年5月12日から施行し、2010年4月1日から適用する。

附 則（2011年規程第86号）

この規程は、2011年6月8日から施行し、2011年4月1日から適用する。

附 則（2015年規程第13号）

この規程は、2015年3月23日から施行し、2014年10月1日から適用する。

附 則（2015年規程第48号）

- 1 この規程は、2015年5月13日から施行し、2015年4月1日から適用する。
- 2 この規程の施行の際、改正前の第5条第2号から同条第4号の規定により就任した者が、引き続き改正後の第5条第2号から同条第3号に掲げる者となった場合の任期は、改正後の第7条第3項及び第8条第2項の規定にかかわらず、2016年3月31日までとする。
- 3 この規程の改正後最初に委嘱される第5条第3号に掲げる者の任期は、第8条第2項の規定にかかわらず、2017年3月31日までとする。

附 則（2017年規程第14号）

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則（2017年規程第44号）

この規程は、2017年8月1日から施行する。